

結婚新生活支援事業に関するQ&A

Q1	申請はいつからできますか？
A1	令和6年4月1日から可能です。ただし、婚姻され、住宅購入や賃借、引越し費用の支払いを終え、必要書類が全て揃ってからの申請となります。

Q2	米原市以外の市に婚姻届けを提出しましたが、対象となりますか？
A2	対象となります。

Q3	過去に他に市町で同様の補助金をもらいましたが、対象になりますか？
A3	対象となる場合があります。ただし、過去に米原市で同補助金を交付した方は対象外です。

Q4	夫婦の所得を合算した金額が500万円を超えますが、補助対象となりますか？
A4	令和6年度から、補助要件の1つであった所得制限を撤廃しました。したがって、夫婦の合計所得が500万円以上の場合も、婚姻時の夫婦の年齢がともに39歳以下の場合は、補助対象となります。

Q5	所得制限を撤廃したのに所得証明書や奨学金返還証明書の添付が必要ですか？
A5	国の交付金を財源とする場合があります。市で確認が必要なため、添付をお願いします。

Q6	令和3年に結婚し、しばらくアパート暮らしでしたが、このたび令和6年中に住宅を購入することとなりました。この場合も補助対象となりますか？
A6	住宅取得日（購入代金の支払い日または住宅引渡日のいずれか早い方の日）に夫婦の年齢がともに39歳以下の場合は、補助対象となります。

Q7	所得証明書はいつの分を提出すればよいですか？
A7	申請の時点で発行されている直近の所得証明書を提出してください。

Q8	貸与型奨学金の年間返済額を証明する書類はどのようなものですか？
A8	奨学金返還証明書をお持ちであれば提出してください。ない場合は、通帳等のコピーで返還を確認できる書類を提出してください。

Q9	1月1日時点で海外に居住していたため、所得証明書がありません。
A9	当該年の収入が確認できる資料（給与明細書等）を提出してください。

Q10	前年度に上限額の補助金をもらっていません。残額分の申請はできますか？
A10	米原市では継続補助の制度は設けていません。補助金は1度きりの交付となります。

Q11	再婚ですが対象になりますか？
A11	対象となります。

Q12	離婚した場合、補助金を返還する必要がありますか？
A12	返還の必要はありません。

Q13	婚姻前から借りているマンション（アパート）に配偶者が入居した場合も対象になりますか？
A13	婚姻を機として同居した場合は対象となります。

Q14	婚姻前から同居していますが、対象となりますか？
A14	婚姻後の費用のみ補助対象となります。

Q15	婚姻前に引っ越しましたが、対象となりますか？
A15	婚姻を機とした引越しであれば補助対象となります。ただし、賃借住宅への引越しに限ります。

Q16	親と同居しますが、対象となりますか？
A16	契約の名義が夫婦のいずれかであること、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合は補助対象となります。

Q17	契約名義は夫婦の親ですが、家賃の支払いは申請者の口座から引き落とされている場合は対象となりますか？
A17	夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年、勤務先契約、低所得等）があり、その事情が書類等で客観的に確認できる場合は対象となります。

Q18	無職ですが、所得証明書は必要ですか？
A18	就労の有無にかかわらず所得証明書は必要です。ただし、様式第2号の住宅手当支給証明書は不要です。

Q19	勤務先から住宅手当が支給されていますが、取扱いはどうなりますか？
A19	住宅手当分は対象外となります。

Q20	住宅をリフォームしましたが、対象となりますか？
A20	リフォームは対象となりません。住宅リフォーム補助金を御利用下さい。

Q21	家賃等について対象となる費用はどのようなものですか？		
A21	区分	経費の例	補助の取扱い
	住宅取得費用に付随して発生 することが多い経費	住宅（建物）購入費	対象
		土地購入代	対象外
		住宅ローン手数料	
	住宅賃貸費用に付随して発生 することが多い経費	賃料、敷金、礼金、共益費、 仲介手数料	対象
		駐車場代（※1）	対象外
		物件の清掃代（※2 入居前の クリーニング）、鍵交換代	
		更新手数料	
		光熱水費	
		設備購入費	
火災保険料、家財保険料			
	契約一時金、保証金	敷金、礼金、仲介手 数料と同一の性質の ものと判断できる場 合に限り対象	

（※1）家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもある。

（※2）敷金、礼金と同様の性質を有する場合は、対象とできることもある。

Q22	家賃に駐車場代が含まれており、分けることができない場合も対象となりますか？
A22	分けることができない場合は、補助対象とします。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、控除した金額となります。

Q23	引越し費用のうち対象となる費用は？		
A23	区分	経費の例	補助の取扱い
	引越し業者等への支払い	荷物の運送費	対象
		不用品処分費用	対象外
	引越し業者以外への支払い	レンタカー代金	対象外
		不用品処分費用	
		友人等への謝礼	

※引越し費用は賃借住宅への引越しのみ補助対象となります。

Q24	添付資料は原本が必要ですか？
A24	全てコピーで構いません。